



# 代議員総会懇親会のご案内

# 青色ニュース

令和7年5月号  
第77号



当会ホームページ

- 1、代議員総会懇親会案内
- 2、女性部主催研修会  
2支部合同支部会
- 3、源泉徴収関係
- 4、日帰りバス旅行報告  
事務局よりお知らせ

(一社) 品川青色申告会  
品川区南品川4-2-32  
品川税経会館 1階  
電話 03(3474)7564(代)  
FAX 03(3458)2616

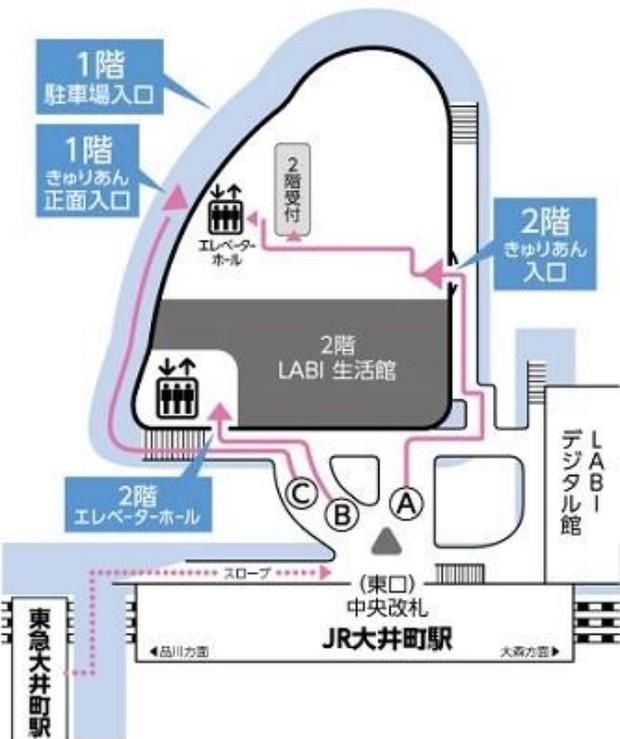
令和7年6月16日に開催予定の第9回代議員総会終了後に会員皆様の親睦を深めるため、懇親会を開催いたします。(左記参照)  
なお、参加人数に限りがございますので、事前にお申し込みいただきますようお願いいたします。

## 品川区立総合区民会館 (きゅりあん)

京浜東北線・東急大井町線・りんかい線  
大井町駅より徒歩2分

※駐車場は商業施設との共用の為、電車やバス等の公共交通機関をご利用ください。

日時	令和7年6月16日(月) 17時15分より(開場予定17時頃) (約1時間〜1時間半程度を予定)
場所	品川区立総合区民会館(きゅりあん) 7階イベントホール 東京都品川区東大井5丁目18番1号
参加費用	1名につき 4千円 ※完全予約制
参加資格	※6月11日(水)以降のキャンセルの場合、費用全額をご負担いただきます。 会員及びその専従者・配偶者・親族等 1会員につき会員含め2名まで
申込方法	☎ 03(3474)7564(代) (一社)品川青色申告会まで



女性部主催研修会

基礎控除・給与所得控除の見直し

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

そこで、今回は税制改正に伴う「103万円の壁」「130万円の壁」等、年収による注意点、変更点などをキーワードに研修会を開催します。なお、前半パートではご自身の確定申告について再確認していたたく為、青色申告制度の特典等をご説明します。また、研修会終了後にはお昼の軽食をご用意します。参加された方はこちらもお気軽にご同席ください。

日時 令和7年6月19日(木)  
午前10時30分～  
場所 (一社) 品川青色申告会  
参加人数 20名  
費用 無料  
時間 2時間程度  
申込方法 電話又は青色アプリにてお申し込みください

次第

- 1、研修会
  - ①青色申告の特典について
  - ②基礎控除・給与所得控除の見直しについて
- 2、懇親会

講師 事務局職員

(食事ををご用意します。)

品川・大崎 2支部合同支部会

品川支部と大崎支部合同での支部会を開催いたします。また、支部会終了後に研修会も予定しておりますので是非ご参加ください。

※研修内容は、女性部主催研修会の②と同一内容となります。

日時 令和7年7月7日(月)  
午後3時30分～  
場所 (一社) 品川青色申告会  
費用 無料  
時間 1時間半程度  
申込方法 電話又は青色アプリにてお申し込みください

※該当地域

- ・品川支部
- 東品川
- 北品川
- 南品川
- 大崎支部
- 西品川・大崎
- 上大崎
- 五反田

左記の支部は、書面での支部会を開催予定です。  
大井第一(東大井・南大井・八潮・勝島)  
大井第二(大井)・大井第三(西大井)

**給与等を支払う事業者は、  
税務署への届出等と、  
源泉徴収の義務が生じます！**

**源泉サポート時の持ち物**

- ① 令和7年分、従業員別の源泉徴収簿  
※6月までの給与・賞与の支給金額等の記載が必要です。
- ② 令和6年分、従業員別の源泉徴収簿  
※前年度から繰り越した過不足税額の確認で使用します。
- ③ 令和7年分、従業員別の扶養控除等(異動)申告書  
※配偶者・扶養者の所得見積、生年月日、障害の有無等
- ④ 報酬の源泉に関しては、各支払額等が分かるもの
- ⑤ 税務署より送付された納付書(領収済通知書)
- ⑥ 会員カード

書類に必要事項をご記入の上、事務局までご持参ください。  
書類がお手元にならない場合には、国税庁ホームページよりダウンロードするか当会に在庫がございますのでご利用ください。

**専従者、従業員の給与に係る源泉税**

**〔納付期限〕**  
原則：支払月の翌月10日まで  
特例：1月～6月分(上期)  
↓令和7年7月10日(木)まで  
7月～12月分(下期)  
↓令和8年1月20日(火)まで  
※特例は、事前に申請書の提出が必要です。  
※源泉徴収税額には復興特別所得税が加味されます。

**外注先への報酬に係る源泉税**

**〔納付期限〕**  
支払月の翌月10日まで  
★ 税理士報酬等は、事前に申請書を提出する事で給与と同様に特例納付があります。  
★ 外注先の業種・内容等により源泉徴収義務の有無が決まりますが、『報酬の支払先が法人の場合』や『給与の支払が無い個人の方が支払う報酬』は、特殊な報酬以外は源泉徴収義務がありません。  
ただし一定金額以上の支払の場合、源泉徴収義務がなくても税務署へ支払調書の提出が必要となります。  
★ 源泉徴収税額には復興所得税が加味されます。

**予定納税減額  
承認申請について**

6月中旬頃に、一部の方に向けて税務署から『所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』という封書が届きます。  
これは、前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を『予定納税』といいますが、つまり、所得税等の前払い制度です。

ただし、6月30日の現況で当年度の「申告納税見積額」が、「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができません。  
また、消費税及び地方消費税についても、前年度の確定消費税額に応じて、中間納付税額を記載した書面が届きますので、書面が届きましたら、中身を確認しご不明点等ございましたら、所轄税務署及び申告会までお問い合わせください。



## 日帰りバス旅行



本年4月25日(金)に、日帰り会員バス旅行を開催し、56名が参加されました。

当日は旅行にちょうどいい気候に恵まれ、千葉・銚子方面に向かいました。

まず、「磯山観光いちご園」で「いちご狩り」を楽しみ、続いて『一山いけす』で海鮮の昼食をいただき、続いて観光スポット『銚子ポルトタワー』で展望室からの眺望を楽しみました。

その後、『道の駅 季楽里あさひ』で新鮮な野菜や地元の名産品をお土産に、帰りの車内で行われたビンゴ大会も盛り上がり、大満足の一日でした。



## 事務局からお知らせ

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等に時間を要する場合があります。

※お引越先が遠隔地でも、品川の青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居された場合、各種送付文書の送付先の変更等のため、確定申告期前に納税地の異動又は変更をするときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出できます。

【死亡又は出国された方など】  
★死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『準確定申告』が必要です。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

【青色共済ご加入の方へ】

★ご加入者死亡時などの弔慰金受取人に変更(※)がある場合、必ずお申出ください。

★ご加入者死亡時などの弔慰金受取人に変更(※)がある場合、必ずお申出ください。

★ご加入者死亡時などの弔慰金受取人に変更(※)がある場合、必ずお申出ください。

【会員の慶弔規定に関して】  
★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。

【土曜日営業について】  
★6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。

【駐車場について】  
★車でのご来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。

★車でのご来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。